

# 後退鉆・後退杭設置報告について（公道用）

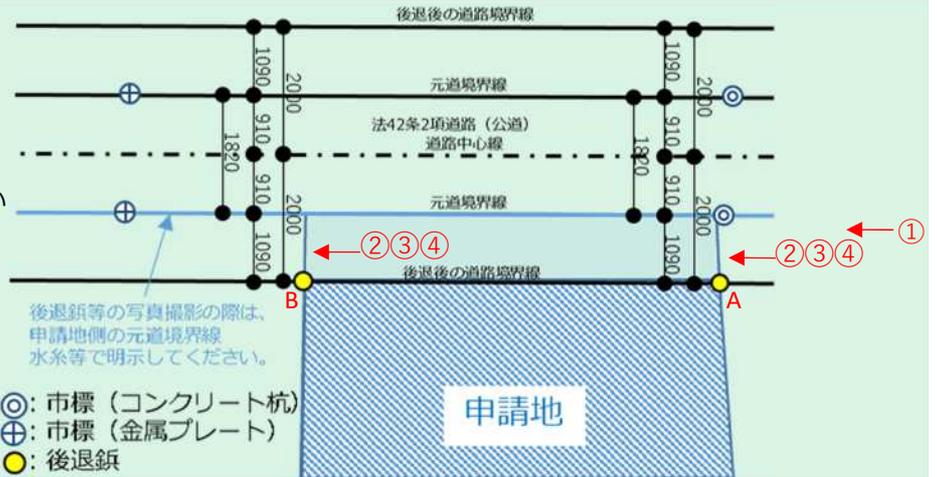
狭あい協議の決裁完了後、後退用地の支障物を撤去し、後退鉆・後退杭（以下「後退鉆等」）を設置したら、【配置図】と【写真】を添付し、**建築審査課メールあてに報告**してください。

なお、報告メールの件名には、「R-」から始まる受付番号および申請地を記載してください。

件名例) 【後退杭設置報告 R6-999 ○○区△△町●丁目▲▲-■】

## 【配置図】

- ・狭あい協議時に提出した配置図に、写真撮影方向を記載してください。
- ・後退鉆等および中心鉆等に番号の記載がない場合は、任意の番号を記載してください。



## 【写真】

- ・元道境界線を水系で明示してください。（舗装種別や側溝位置ではなく、市標より元道境界線を算定すること）
- ・①全景写真は、支給した後退杭等が全て見える位置で撮影してください。（2面以上の狭あい道路に接する場合は各面1枚ずつ）
- ・②～④拡大写真は、後退鉆等の本数ずつ必要です。（上の配置図の計画であればA,Bの2か所ずつ）
- ・後退用地内の支障物をすべて撤去してから報告してください。

### ① 全景



- ・後退用地の全景が見える範囲を撮影
- ・元道境界線（市標-市標）を水系等で明示
- ・水系-後退鉆等を計測するコンベックス等を置く

### ② 拡大



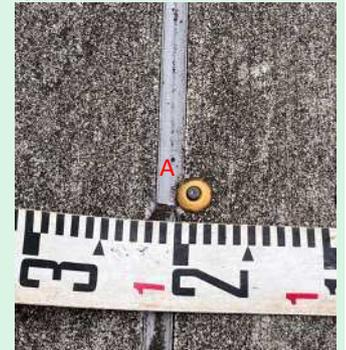
- ・水系-後退鉆等間が見える範囲を撮影

### ③ 拡大（元道側）



- ・水系側を拡大して撮影
- ・基準寸法がわかるように撮影すること（今回は100mmを基準に設定）

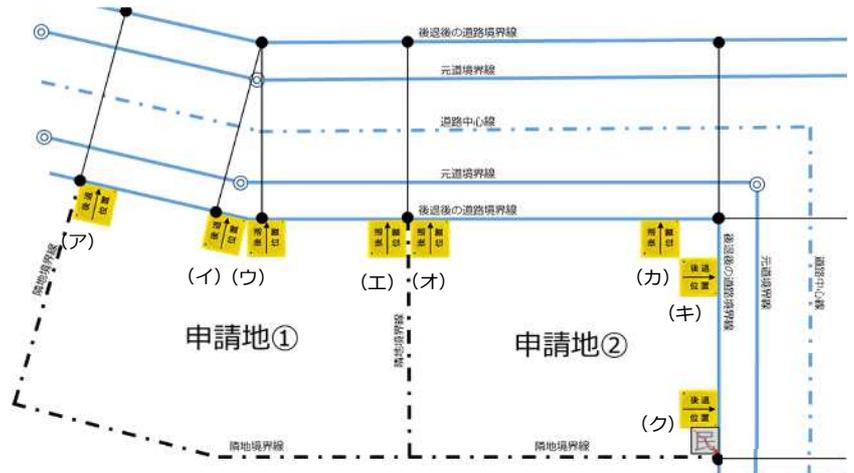
### ④ 拡大（後退側側）



- ・後退鉆等側を拡大して撮影
- ・配置図の後退寸法と一致していること（1190mm-100mm=1090mmで一致）

## 後退杭を設置する向きについて

- ・矢印が指す辺が後退線に重なるように設置  
※隣地境界を示すものではありません
- ・道路側ではなく申請地側に設置（ア～ク）
- ・申請地両端に1本ずつ設置（ア、エ、オ、ク）
- ・折れ点1か所につき2本設置（イウ、カキ）
- ・民杭等で設置できない場合は、できるだけ直近に設置（ク）



## 【お問い合わせ】

川崎市役所 まちづくり局 指導部 建築審査課  
住所 : 川崎市宮本町1番地18階  
メール : 50kesins@city.kawasaki.jp

川崎市、幸区 044-200-3044  
中原区、高津区 044-200-3020  
宮前区、多摩区、麻生区 044-200-3045



# 後退鉆・後退杭設置報告について（私道用）

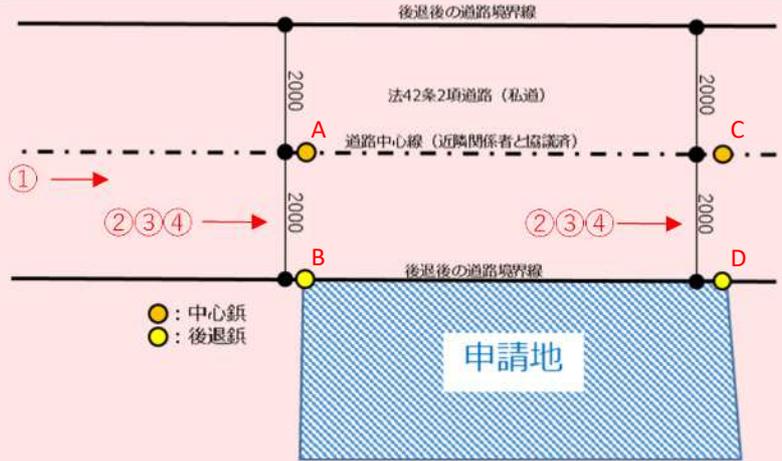
狭あい協議の決裁完了後、後退用地の支障物を撤去し、後退鉆・後退杭（以下「後退鉆等」）および中心鉆・中心杭（以下「中心鉆等」）を設置したら、【配置図】と【写真】を添付し、**建築審査課メールあてに報告**してください。

なお、報告メールの件名には、「R-」から始まる受付番号および申請地を記載してください。

件名例) 【後退杭設置報告 R6-999 川崎区宮本町1番地】

## 【配置図】

- ・狭あい協議時に提出した配置図に、写真撮影方向を記載してください。
- ・後退鉆等および中心鉆等に番号の記載がない場合は、任意の番号を記載してください。

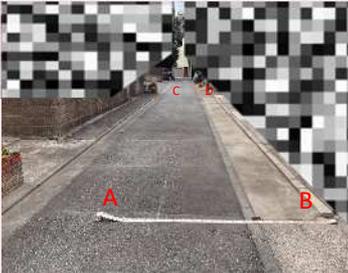


## 【写真】

- ・①全景写真は、支給した後退杭等が全て見える位置で撮影してください。（2面以上の狭あい道路に接する場合は各面1枚ずつ）
- ・②～④の写真は後退鉆等の本数ずつ必要です。（上の配置図の計画であればAB,CDの2か所ずつ）
- ・後退用地内の支障物をすべて撤去してから報告してください。

### ① 全景

※背景を隠す必要はありません



- ・全景（中心線-後退線）が見える範囲を撮影
- ・後退鉆等-中心鉆等を計測するコンベックスを置く（AB,CD）

### ② 拡大

※背景を隠す必要はありません



- ・後退鉆等-中心鉆等間が見える範囲を撮影

### ③ 拡大（元道側）



- ・後退鉆等を拡大して撮影
- ・基準寸法がわかるように撮影すること（今回は100mmを基準に設定）

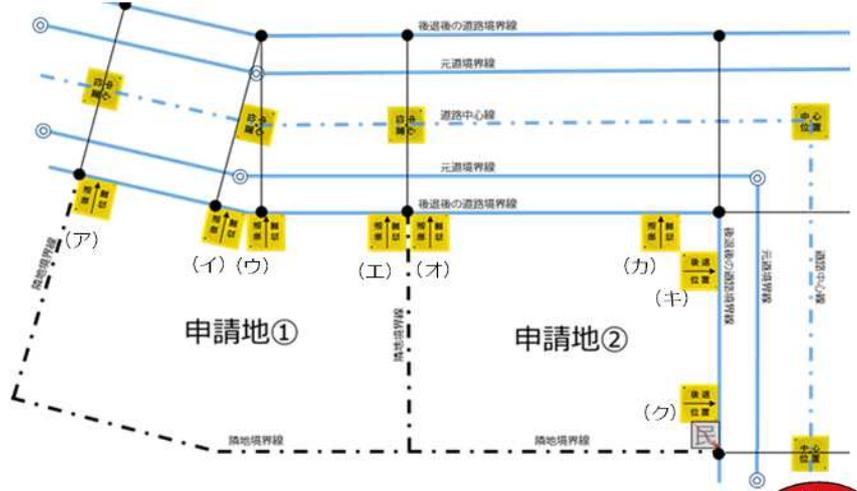
### ④ 拡大（後退線側）



- ・中心鉆等を拡大して撮影
- ・寸法が2000mmであること（2100mm-100mm=2000mm）

## 後退杭を設置する向きについて

- ・矢印が指す辺が後退線に重なるように設置  
※隣地境界を示すものではありません
- ・道路側ではなく申請地側に設置（ア～ク）
- ・申請地両端に1本ずつ設置（ア、エ、オ、ク）
- ・折れ点1か所につき2本設置（イウ、カキ）
- ・民杭等で設置できない場合は、できるだけ直近に設置（ク）



## 【お問い合わせ】

川崎市役所 まちづくり局 指導部 建築審査課  
住所 : 川崎区宮本町1番地18階  
メール : 50kesins@city.kawasaki.jp

川崎区、幸区 044-200-3044  
中原区、高津区 044-200-3020  
宮前区、多摩区、麻生区 044-200-3045

